

## 県産木材「やまがたの木」認証制度の解説

### 1・県産木材「やまがたの木」とは（定義）

県内の森林から伐採された原木を、山形県内で製材・加工した製品で、生産流通履歴の明確なもの。また、県内で伐採された原木を、県内の製材業者が製材し、その後県外で加工した製品をその製材業者が販売する場合は「やまがたの木」とみなします。（要綱第2条第1項）

（1）今回の制度は、県内の原木を県内の製材業者が製材することから始まります。したがって、素材生産業者等の方々の認定はしませんが、協力が必要になります。

（2）認証にあたっては、伐採地・素材生産業者が明確であることが必要です。そのためには、素材生産業者や原木市場から伐採地が記載された納品書が必要になります。

（3）県外で加工（集成材、乾燥、プレカット等）する場合も、その原材料となる物は県内の製材業者が製材し、その後県外で加工した製品を同じ製材業者が販売する場合は、認証材として認められます。

例えば、県内の流通履歴の明確な原木を県内の製材業者が集成材用のラミナに製材し、県外の集成材工場で集成材に加工して、同じ製材業者がその集成材を販売する場合は認証材として認められます。

### 2・認定と認証

今回の制度で使われている認定と認証の二つの意味を混同しないように気を付けて下さい。

認定とは、センターが事業者を認定することをいい、認証とは、認定事業者が県産木材を認証することをいいます。

### 3・認定事業者とは

県産木材を取り扱う製材業者・木材販売業者で、センターの認定基準で認定を受けた事業者をいいます。（要綱第2条第2項）

#### （1）認定基準（要綱第5条）

##### （イ）製材業者

過去3年間製材業を営んでいて、県産木材を年間30 m<sup>3</sup>以上製材し

ていること。

**(ロ) 木材販売業者**

県産木材を過去 3 年間取扱い、認定された製材工場から認証された「やまがたの木」を仕入れ販売していること。

**(ハ) 共通要件**

- 県産木材を取扱う県内の事業者であること。
- 「やまがたの木」とその他の材を分別して保管・管理していること。(認証方法第 4 で分別管理について詳細に規定しております。)
- 「やまがたの木」の入出荷、在庫に関する情報を管理簿等により管理していること。
- 分別管理者に関する責任者が 1 名選任されていること。(定期的に研修会を開催します。)
- 関係書類を 5 年間保管できること。

**(2) 認定申請と結果並びに公表 (要綱第 4 条第 1 項・第 6 条・第 7 条)**

認定を受けようとする事業者は、認定事業者認定申請書(様式第 1 号)をセンターに提出してください。

センターは申請事業者の結果を通知し、認定した事業者については、ホームページ等で公表し、山形県・市町村・関係団体に報告します。

**(3) 認定証の有効期間 (要綱第 6 条第 5 項)**

認定された日から翌々年度の 3 月末までとします。

最長で 3 年。年度途中の場合は、その分短くなります。

例:平成 21 年 10 月 1 日認定された場合は、平成 24 年 3 月 31 日まで。

**4・認定に要する経費 (要綱第 4 条第 2 項)**

一回の認定料は、45,000 円とします。

但し、本制度の普及期間(平成 23 年度まで)は、30,000 円とします。

尚、利用センター会員は、利用センターが負担します。

**5・認証の方法とは (要綱第 3 条・同第 9 条: 認証方法)**

認定を受けた事業者は、自らの責任において「やまがたの木」を認証します。

**(1) 販売管理 (認証方法第 2)**

センターが発行する販売管理票に次の事項を記載し管理します。

また、納品書等を添付した販売管理票の写しを保管し、原本を販売先に提出します。

販売管理票記載事項（別紙販売管理票記載例参照）

（イ）伐採地（市町村）

（ロ）素材生産業者名もしくは原木市場

（イ）、（ロ）については素材生産業者や原木市場から伐採地を記載した納品書が必要になります。管理票と共に保管管理します。

（ハ）認定事業者の認定番号及び管理番号

管理番号は、自らが認証した製品に対して販売管理票ごとに任意に管理番号を付けていきます。

例：「001」等

（ニ）出荷者及び出荷年月日

（ホ）販売先及び販売品目名

（ヘ）出荷者の証明印

**（２）販売管理票と認証票（要綱第５条第２項第３項：認証方法第２の２）**

販売管理票と認証票（ラベル）は利用センターが作成したものを使用します。認証票（ラベル）は、有償で譲渡又は貸借を禁じています。

認証木材の販売にあたっては、販売管理票と認証票（ラベル）を製品に添付して出荷してください。認証票（ラベル）は全製品に添付するのが望ましいですが、最低限梱包単位か出荷単位でも可とします。

認証票（ラベル）が６枚印刷されたA4版のもの１枚で１００円程度。（現在見積もり中です。）